

電波監理審議会（第 1 1 4 5 回）議事録

1 日時

令和 7 年 7 月 1 7 日（木） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 1 0

2 場所

W e b 会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、近藤 玲子（大臣官房審議官）、
井田 俊輔（総務課長）、佐伯 宜昭（放送政策課長）、
西村 邦太（放送政策課企画官）、増原 知宏（放送政策課室長）、
根本 朋生（放送技術課長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、
飯倉 主税（総務課長）、小川 裕之（電波政策課長）、
五十嵐 大和（移動通信課長）、佐藤 輝彦（移動通信企画官）

(4) 幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（情報流通行政局）	
① 日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件の告示案（諮問第18号）	2
② 放送法改正に伴う放送法施行規則の一部を改正する省令案等（日本放送協会の配信用設備の技術基準等に係る制度整備）（諮問第19号）	6
③ 日本放送協会放送受信規約の変更の認可（諮問第20号）	10
④ 日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可（諮問第21号）	17
⑤ 放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可（諮問第22号）	20
(3) 報告事項（総合通信基盤局）	
① 改正電波法に基づく価額競争（オークション）による周波数割当てに向けた検討状況	23
② 審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る審査請求の付議の取消しについて	29
(4) 閉 会	32

開 会

○笹瀬会長 おはようございます。

それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の7月期の会議につきましては、委員各位のスケジュール等の状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題に関しては、お手元の資料のとおり、諮問事項5件、報告事項2件となっております。

それでは議事を開始いたしますので、情報流通行政局の職員の方に入室するように御連絡、よろしくお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

○笹瀬会長 よろしくお願ひいたします。それでは初めに、先日の異動で着任された方がいらっしゃるとう聞きしておりますので、一言ずつ御挨拶よろしくお願ひします。

まず、近藤大臣官房審議官、よろしくお願ひします。

○近藤大臣官房審議官 おはようございます。7月1日付で大臣官房審議官放送担当に着任いたしました、近藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 どうぞよろしくお願ひいたします。

○近藤大臣官房審議官 よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 次に、井田総務課長よろしくお願ひいたします。

○井田総務課長 7月1日付で、情報流通行政局総務課長に拝命いたしました、井田と申します。よろしくお願いします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

ほかにいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

諮問事項（情報流通行政局）

（１）日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件の告示案（諮問第１８号）

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

まず、諮問第１８号「日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件の告示案」につきまして、増原放送政策課室長から御説明よろしく願いいたします。

○増原放送政策課室長 放送政策課の増原と申します。諮問第１８号「日本放送協会の配信の実施のためなお準備又は検討を要する放送番組を指定する件の告示案」について、御説明させていただきます。

本日の電波監理審議会では令和６年の放送法改正に伴うＮＨＫの配信の必須業務化に関連した諮問案件、計５件をお願いさせていただいております。令和６年放送法改正につきましては、本年１０月１日を施行日としております。今回、この一連の案件を諮問させていただきまして、これをもって法施行前の諮問案件を全て終了させていただくということになります。

最初に、改めまして、放送法改正の内容をごく簡単に御説明させていただきますと、諮問第１８号の説明資料３ページでございますけれども、テレビ等の

放送の受信設備、これを設置しない御家庭が増えてきている、そのような背景の中で、NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない方々に対しても継続的かつ安定的に提供するために、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務、これは今まで任意業務で実施をしてきたわけでございますけども、これを必須業務化していくと。その上で、（１）から（３）にありますように、原則として全ての放送番組の同時見逃し配信、それから番組関連情報の配信を行うとともに、配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とするといったことが主な内容となっているところでございます。

その上で、今回の告示でございますけれども、その制度的な立てつけを先に御説明させていただければと思います。恐縮でございますが、６ページに飛んでいただければと思います。こちら、放送法の参照条文となっております。上段は本則でございまして、こちらにありますとおり、協会は放送する全ての放送番組について、放送と同時に当該放送番組の同時見逃し配信を行うといったことが規定されております。附則第１８項は、当分の間、「やむを得ない理由があるもの」とあるのは、「やむを得ない理由があるもの及び配信の実施のためなお準備又は検討を要するもの」として総務大臣が指定するものとされてございます。こちら、規定が設けられていますように、法の施行の時点では、原則としては全ての放送番組を配信することになるのでございますけれども、なお、体制の観点から難しいものがあるということが予見されたために、そういったものにつきましては、一部配信を猶予することができるとされたものでございます。

この点に関しましては、法改正前にも御議論ございまして、５ページでございまして、公共放送ワーキンググループ第２次取りまとめにも、地上波のテレビとラジオ放送の地方向け放送番組、こちらについては、配信方法や費用等についての検討が必要であるといったこと、また、衛星放送につきまして

も、権利処理の困難性等から実施環境が整うまでの当面の間は見送ることが適当、こういった議論もされておったというところでございます。

こういった背景を踏まえまして、今回告示を制定させていただきたいわけでございます。告示案の概要につきましては、４ページでございます。こちら、今回、告示案のとおり、NHKの１０月１日時点での配信の実施を猶予する範囲を指定するものでございます。こちら、図に書いてありますとおり、まず、右端、衛星放送については、先ほど申し上げましたとおり、当分の間、配信の実施を猶予することとしたいと考えております。それから、左側の図がラジオとテレビ地上波の放送でございます。こちら、現在も関東広域圏の同時見逃し配信を実施しておりまして、これは引き続き実施していくわけでございますけれども、それ以外の配信につきましては、一部実施ができる、逆に、それ以外のものについてはなかなかまだ難しいということで猶予していきたいと考えてございます。

具体的には、ラジオにつきましては、拠点局、全国で８局ございますけれども、その同時配信、あるいは地域情報番組の定時番組、こちらの聞き逃し配信は実施可能ということで指定するわけでございますけれども、また、テレビ放送につきましては、まだ南関東圏以外の同時配信は難しいわけでございますけれども、６時から９時台の地方向け番組が集中している時間帯、こちらについては見逃し配信ができるということで、そういったものの一部につきましては実施をしていくこととしたいと考えているというところでございます。非常に細かくて恐縮でございますけれども、大枠で申し上げますと、先ほど申し上げた検討会取りまとめの議論、あるいはNHKが現在実施している配信の範囲、これを基本といたしまして、地上波放送の見逃し配信の一部については拡大をした上で実施をしていこうということでございます。

最後に、意見募集の結果でございます。合計８件、全て個人の方から御意見

がございました。うち３件につきましては、先ほど御説明した、今回一旦猶予する地方向けの配信などもしっかりやっていくべきだという御意見でございまして、こちらにつきましては、全くそのとおりであると考えております。今回、配信の猶予をさせていただくわけでございますけれども、こちらは１０月１日時点での例外的な措置であると認識をしております。この点、先ほど御説明した放送法附則第１９項におきましては、ＮＨＫに対しまして、配信を実施する範囲の拡大を継続的に検討すること、また、毎年少なくとも１回はその検討結果を総務省に報告するといったことが求められているところでございます。総務省としましても、こういった報告の措置等を活用しながらＮＨＫの拡大に向けた検討を促しまして、全ての放送番組の配信に近づけてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

諮問内容につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等よろしくお願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な告示案だと思います。同意をいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。次に、長田委員いかがでしょうか。

○長田委員 長い間議論を進めて調整をしてきたものなので、これでとてもよくまとまっていると思っています。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。私も賛同いたします。法改正に関する視聴者への周知徹底、ぜひＮＨＫ、総務省、両者ともよくウオッチしていただいて対応いただければと存じます。以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。私も適切な回答だと思いますので、異存ございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私もこれでいいと思いますので、特に、意見ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○増原放送政策課室長 ありがとうございました。

○笹瀬会長 ほかに追加の御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第18号は、諮問のとおり制定することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○増原放送政策課室長 ありがとうございました。

(2) 放送法改正に伴う放送法施行規則の一部を改正する省令案等（日本放送協会の配信用設備の技術基準等に係る制度整備）（諮問第19号）

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問第19号「放送法改正に伴う放送法施行規則の一部を改正する省令案等（日本放送協会の配信用設備の技術基準等に係る制度整備）」につきまして、根本放送技術課長から御説明よろしく願いいたします。

○根本放送技術課長 放送技術課長の根本でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料は、1ページ目の諮問の概要から御覧ください。令和6年の放送法改正に伴いまして、インターネットを通じて、放送番組などの配信を行う業務がNHKの必須業務となっております。本件はその実施に当たり、必要な技術基準などを定めるために、放送法施行規則の一部改正と、新規の品質に関

する基準の省令の制定を行うものです。技術的な内容につきましては、あらかじめ情報通信審議会で審議をいただいております。なお、3番目の施行期日にございますとおり、10月1日からの施行を予定してございます。

4 ページ目を御覧ください。今回の制度整備の概要について示してございます。1 点目は冒頭に述べた必須業務とする背景を記してございます。2 点目は、NHKは、配信用設備とその運用のための業務管理体制について、総務省令で定める基準に適合すべきことを示してございます。この総務省令が本件の内容でございます。3 点目は放送法の規定によりまして、この省令で定める基準については、例えば著しい支障を及ぼさないようにすること、基幹放送の品質とできる限り同等の水準とすることが求められるということをございます。なお、4 点目として、併せて配信用設備に関する事故の際の報告について、規定の整備を行うということを書いてございます。

5 ページ目を御覧ください。今回の対象となります配信用設備の範囲を示してございます。具体的には赤の破線で囲った箇所になります。一番下にありますように、NHKが自ら設置するものと、ほかの事業者、他者が設置するものがございます。それぞれの設置の主体ですとか、NHKのほうで例えば関与、管理できる度合いに応じて、条件を設定してございます。

6 ページ目を御覧ください。こちらは、まずは放送法施行規則の一部改正案について、その項目を一覧で記してございます。

具体的内容は7 ページ以降にございまして、御覧いただくと、上のほうに4 つほど記述ございます。1 点目は設置主体や管理の主体が混在いたしますので、その主体に応じて規律を行うということでございます。それから2 点目、基幹放送設備の技術基準について、例えばオンプレ設備など、そうしたものについて、それぞれ基幹放送設備に準じた規定を設けているということでございます。3 点目、配信設備の対象について、先ほど5 ページの図で示しましたが、ただ

し書にありますとおり、NHK以外の配信の設備は条件の対象にならない、この基準の対象ではないですということを示してございます。最後、配信用設備に起因する重大事故については、停止時間2時間以上のもの、これはほかの類する中継局と並びを取ってございますけども、その場合には、報告を総務省に出すということを規定してございます。以下、表の中では、1から3として、まずは、それぞれ規定する内容をまとめてございます。

8ページを御覧いただきますと、これら表の内容というのはおおむね基幹放送に準じておりますけども、一番下の脚注にあるように、送信空中線に起因する誘導対策などは配信用設備にはございませんので、規定をしておりません。また、赤枠で囲っている部分、配信用設備のアクセス集中対策といったものは、今回新たに規定するものとなっています。

10ページを御覧ください。品質に関する技術基準としては、情報通信審議会において、基幹放送と同一の有効走査線数などを規定してございます。なお、特例として実態に照らして合理的と認められる場合には、これによらないことができる旨の規定を設けております。

11ページ以降は、意見募集の結果を付してございます。特に修正に至るような御意見はいただいております。以降、参照条文や実際の条文を付してございます。よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見よろしくお願いいたします。順番にお伺いしていきます。まず、大久保会長代理いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な改正内容だと思いますので、同意いたします。世の中全体の流れから、今後、このような形で外部の設備を活用・利用す

るという局面が増えてくると思います。そういう意味では、管理体制を総務省としても引き続きフォローしていただきたいと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員いかがでしょうか。

○長田委員 私も必要な改正だと思っておりますので、賛同いたします。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員いかがでしょうか。

○西村委員 私も必要な省令案、改正だと思っております。賛同いたします。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も時代に即した必要な改正だと考えております。中でも特にサイバーセキュリティの確保については、非常に重要だと考えておりますので、NHKにおいてもしっかり取り組んでもらえるよう、総務省のほうで十分に監督指導をお願いしたいと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私もこの案でいいと思いますが、1点だけ、9ページにあります、配信のアクセス集中対策、これ多分普通の放送とは一番違う点だと思いますので、特にコンテンツデリバリーで非常の場合とか、アクセスが集中した場合に関して、事故とは言わないけれども、なかなかつながりにくくなる状況が予想されますので、これについては、ぜひ総務省のほうでウオッチしていただいて、どういうふうに、アクセス集中があった場合どういう対策を取っているかに関しては、これからいろいろ事例が出てくると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○根本放送技術課長 ありがとうございます。趣旨を踏まえまして、対応いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。ほかに追加の御質問、御意見等

ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第19号は、諮問のとおり改正等することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○根本放送技術課長　ありがとうございました。

（３）日本放送協会放送受信規約の変更の認可（諮問第20号）

○笹瀬会長　それでは、続きまして、諮問第20号の「日本放送協会放送受信規約の変更の認可」につきまして、西村放送政策課企画官から御説明よろしくをお願いいたします。

○西村放送政策課企画官　放送政策課の西村です。諮問第20号、NHK放送受信規約の変更の認可についてです。お手元の資料とスライドを共有してございますので、御覧いただければと思います。

1番、申請の概要です。NHK受信料制度等検討委員会の答申等を踏まえまして、協会から、放送法第64条に基づきまして、受信規約の変更の認可申請がございました。受信規約の変更の内容ですが、これまで、NHKの任意業務として行ってきましたNHKプラスなどのインターネット活用業務については、本年10月からNHKの必須業務となります。そのため、放送番組等の配信の受信が受信契約の対象となりまして、その契約の内容について、ルールづけております受信規約の中で、放送番組等の配信についても規定の整備をすると、そういうものでございます。受信契約の変更の内容、詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

2番、施行期日です。改正法の施行日である令和7年10月1日になります。ここからはサービスのイメージと契約手続の外観を御説明しまして、次に、今回の受信規約の変更内容、最後に、審査の結果について御説明いたします。

まず、10月以降、協会は、放送と同一の情報内容をネットの特性を踏まえまして提供するとしてございまして、大きく3つ、同時配信、見逃し配信を提供するとともに、番組関連情報の配信を報道・防災、医療・健康などの分野ごとに提供するとしてございます。

提供ツールについては、ウェブブラウザ、スマホ、コネクテッドTVを通じて配信を提供するとしてございます。

10月1日以降に配信サービスを利用する場合の手続の動線について、まず、世帯における手続を例に、サービス利用登録と契約手続の関係を御説明いたします。サービス利用登録、ここでは最初に、御利用意向の確認を行います。これは放送法で言うところの誤受信防止措置と呼ばれるものでございます。御利用意向の確認では、世帯、事業所、学校などの利用の用途、受信契約についての詳細の情報の提供、利用地域などを画面上で丁寧に説明をしながら、利用希望者に選択してもらった上で、最後にサービスの利用の開始の有無を選択してもらうと、そういうステップになります。このステップを通過いたしますと、配信の受信を開始したことになります。受信契約の締結義務が発生するというところでございます。

次に、サービスを利用するためのアカウントを登録します。ここでは、サービス利用時の禁止事項などを記載した利用規約への同意等を行っていただき、メールアドレスを登録することでアカウントが取得できます。アカウントを取得しますと、世帯内の家族でアカウントを共有して視聴することができるようになりますし、スマホとテレビのデバイス連携、それから家族それぞれのプロフィールを登録しまして、お気に入り番組を管理するといったようなことができるようになります。

なお、この2つのステップにおいて、受信契約が未契約の方については、契約手続に誘導することになっており、こうした動線をたどっていただくという

ことを仕組みとする予定と聞いてございます。未契約の方につきましては、受信料の窓口ホームページなどから受信料契約手続きが進みますと、画面上で受信契約情報を登録、次に、サービスアカウントと受信料アカウントをシステム上連携させて、一連の手続きが完了するというものでございます。以上が、契約手続きの全体像になります。

次に、配信の受信を終了する場合についてでございます。配信の受信の終了後はアプリ等で継続的にNHKの配信の視聴、または閲覧をしなくなることを言います。アカウントの削除などの手続きのほかに、受信契約の解約届出が必要になるというものでございます。解約の受付の際には、NHKからアプリとブラウザのいずれでも配信を受信しないこと、それから本人とその家族が今後どの端末でも配信の受信をしないこと、テレビ等の受信機の設置がないことなどを尋ねた上で、解約届が受理されるという手続きになります。なお、解約に当たりまして、スマホやパソコン等の通信端末機器の廃棄を求めることはない聞いてございます。

最後に、NHKの責任事項として、受信規約第13条には、配信を月の半分以上行うことがなかった場合の受信料の取扱いなどについて規定されております。

以上が、10月1日以降の配信サービスの概要になります。これら配信サービスにつきましては、周知広報が極めて重要と考えてございます。NHKによりますと、7月末頃に画面イメージも含めた配信サービス内容を公表すると聞いてございますし、特設サイトの開設をするなど、10月に向けて順次広報を進めていく予定と聞いてございます。

ここからは、今回、御審議いただく認可申請の対象となる内容になります。受信規約の変更内容と審査結果について御説明をいたします。本体資料に戻っていただきまして、34ページになります。受信規約の主な変更内容について、

条番号に沿って御説明いたします。いずれも、基本的にはテレビ等の受信機を設置した場合の契約ルールを規定した従来の受信規約に、放送番組等の配信に関する規定を同様に追加するといった変更になってございます。

第1条、受信契約の種別です。右側の1ポツ目を御覧ください。配信の受信に関する契約を地上契約に区分するということを規定してございます。これは先ほど御説明いたしました、衛星放送番組の配信が当面の間、猶予されることとなりますので、配信の受信は地上放送番組と同等の受信環境と捉えるという考え方になります。

第2条、受信契約の単位等です。右欄1つ目のポツのとおり、配信の受信における契約単位は、放送におけるテレビ等の受信機の設置と同様に、世帯は世帯ごと、事業所は設置場所ごととしてございます。また、2つ目、3つ目のポツにございますが、世帯や事業所において既に受信機を設置しており、加えて配信の受信を開始した場合は1契約でよいということを規定してございます。

第3条、受信契約書の提出についてです。配信の受信を開始した者についても、テレビの設置者と同様の取扱いとしてございます。配信を受信した者は、開始の月の翌々月の末日までに、受信契約を提出しなければならないということを規定してございます。

続きまして、7条の2ではアカウントの付与についてです。アカウントを付与しまして、契約勧奨などのメッセージの表示に利用するなど、サービスの利用に当たってのアカウントの利用方法、禁止事項等を利用規約に定めて公表するということが規定されてございます。

第9条と第13条は先ほど御説明した解約手続と責任事項についてでございます。

最後に、審査結果について御説明をいたします。審査に当たりましては、スライドの一番上、四角囲いに記載ございますが、大きく3つの観点で審査をし

てございます。丸の1つ目、受信設備設置者、テレビ等の設置者のことですが、これらの者が契約する受信契約の内容と、配信の受信を開始した者が締結する受信契約の内容とが公平に扱われているか。2つ目、受信設備設置者や配信の受信を開始した者にとって、受信契約の内容が適切に示されていないなど、不当に不利益なものになっていないか。3つ目、NHKに課された業務の円滑かつ確実な遂行の確保に支障がないか、という3つの観点から審査をしてございます。結果、下の表に詳細記載してございますが、結論としましては、各条におきまして、この3つの観点から、右欄の理由のとおり、いずれの観点でも適切に規定されていると考えてございます。

内容は以上でございます。何とぞ、御審議よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見、御質問よろしく願いいたします。これも順番にお伺いしていきます。大久保会長代理いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な変更であると思いますので、同意いたします。また、先ほど御説明あったとおり、何より分かりやすい説明や丁寧な対応が、非常にポイントだと思います。高齢化社会の進展によってITリテラシーというものも人によってかなり差ができているということになりますので、その辺りの対応についてしっかりと総務省においても指導、フォローをお願いしたいと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に長田委員、よろしく願いいたします。

○長田委員 長田です。今回の受信契約の変更については、賛同いたします。

その上で、お願いというか、意見になるんですけども、こういう手続が全て終わった後から、NHKのいろいろな広報が始まるんだと分かってはいるんですけど、いずれにしろ、今もう既にテレビ画面の中で、NHK ONEとい

う言葉を使って、10月から変わりますという紹介がされています。加えてNHKプラスのアプリ上で言えば、10月1日から、もう名前はNHKプラスのままです。ただ、アプリをダウンロードし直してくださいみたいなことが書いてあるんですけども、いずれにしろ、NHKとの契約をされていて、かつ、テレビ画面なりNHKプラスを見ている人に対する広報は、もう既に始めていらっしゃると思いますけれども、NHKと契約をしてもテレビ画面をほとんど見ていない、私の周りにも実はいっぱいおりますが、そういう者とか、特にNHKプラスを見ていないという人たちも、たくさんいると思いますので、そういう人たちに向けてどういう広報をするのか。そして、そのときに、NHK ONEなのかプラスなのかよく分からないというような曖昧な表現ではなく、具体的に何をすればいいのか、どういうサービスが受けられるのかが、具体的なイメージが湧くような形での広報にぜひ力を注いでいただきたいと思っています。総務省も、その辺はぜひ力点を置いて見ていっていただきたいと思っています。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村企画官、何か御意見ございますか。

○西村放送政策課企画官 ありがとうございます。先生御指摘のとおりであると思っています。特にNHKプラスから移行する方ですとか、新たに配信の受信を開始したいという方、それぞれの属性があるかと思しますので、その方それぞれに応じた丁寧な周知広報ということを、総務省としてもNHKに求めていきたいと思っています。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、西村委員いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。規約の変更の認可そのものに関しては異存ございません。賛成いたします。先ほど来から議論になっております、周知、それから広

報、そして属性によった対応というのはもちろんでございますけれども、今後、契約段階、あるいは解約段階といった段階別にそれぞれNHK、真摯に対応いただければと思いますし、総務省のほうでもきちんと見守っていただければと思っております。以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、矢嶋委員いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私も規約変更の認可については、賛同いたします。

周知については、既に他の委員から御意見出ているところですが、手続にはアカウントの登録と受信契約の2つが必要とされており、解約するときには、アカウントの抹消、そして、それとは別に受信契約の解約が必要ということで、手続が2つ走ることになります。視聴者の中には、どうしてもどちらかについて、理解をしないまま、ないしは認識しないままに、手続で非常に当惑することが予想されますので、この点については、現状はこの仕組みで走るとしましても、その後の状況をきちんとフォローしながら、また何か必要な対応はないかということ、今後考えて検討していただければと思っております。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村企画官、何か御意見ございますか。

○西村放送政策課企画官 貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。先生まさにおっしゃるとおりのところについては、NHKとも御意見を共有しながら、我々のほうでも注視していきたいと思っております。以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私も規約の変更の認可については、これで適当だと思います。

お伺いしたいんですけれども、今、例えば、テレビでは契約をしていない場合は、契約してくださいという表示がBS放送なんかは出ますよね。例えば契

約をしていない方がインターネットを見た場合に全く見られないのでしょうか。

○西村放送政策課企画官 具体的なメッセージの表示の仕方については、NHKにおいて調整中ということですが、他方でフリーライドの防止ですとか、その一方で、利便性、簡便性のバランスを取りながら調整をしていると伺っております。

○笹瀬会長 必須化する一番のポイントは、普通の放送が見られない場合に、インターネットでも必ず見られると、それが多分ポイントだと思いますので、例えば非常時とか災害時に契約をしていない方が全くインターネットのNHKの放送が見られないということは、かなり実際、利便性の面も含めてサービス面でもよくないと思いますので、そういう非常時なりのときに関しては、例えばこれがまだ契約をしていなくても見られるような、そういう環境をつくっていただくとうりありがたいというのは個人的な意見なんですけど、これは検討されているのでしょうか。

○西村放送政策課企画官 その点につきましては、放送法の中でも試行的な配信という規定がございまして、大規模災害ですとか、そういったときに契約を結んでいない方に対しても、情報提供、スマホ等で情報提供がされるという仕組みは備えてございます。

○笹瀬会長 分かりました。以上で、よろしくお願いいたします。

ほかに追加の質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第20号は諮問のとおり認可することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○西村放送政策課企画官 ありがとうございました。

(4) 日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可(諮問第21号)

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問第21号「日本放送協会受信料免除基準の変更の認可」につきまして、これも西村放送政策課企画官から御説明よろしく願いいたします。

○西村放送政策課企画官 引き続きまして、諮問第21号、NHK放送受信料免除基準の変更の認可についてです。

1番、諮問の概要になります。NHKから、NHK受信料制度等検討委員会の答申等の結果を踏まえまして、これも放送法の規定に基づき、受信料免除基準の変更の認可申請がございました。当該規定では、協会はあらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるものでなければ、契約者から徴収する受信料を免除してはならない旨が規定されてございます。

1) ですが、免除基準の変更点は2つございます。1つ目、1パラ目のとおり、本年10月から施行されます放送法改正に対応するための文言修正などの規定の変更です。2点目は、2パラ目にございますとおり、既に免除対象となっています、独り暮らしの学生と同様に、免除対象外となっている省庁大学校に所属する学生についても、一定の条件を満たせば免除対象とするという規定の整備を行うものです。

その一定の条件については、大きく2つございます。いずれも満たす必要がございました。一つは、対象となる省庁大学校において、学校教育法に規定する学位授与の対象となっている課程を有していること、2つ目は、その課程を履修する者に対しまして、省庁大学校が給与の支払いをしていないということでございます。この対象となる省庁大学校に所属する学生が生計をともにする者の住居とは別住居に居住している、要するに独り暮らしをしているような場合には、これに該当するということになります。具体的には3校ございます。水産大学校、国立看護大学校、職業能力開発総合大学校、これらが該当するというものです。

次に、2番、施行期日です。本年10月からになります。

最後に、審査結果になります。審査結果につきましては、2ページ目を御覧ください。これまで、免除基準については、とりわけ教育的な見地等に限定して運用されてございます。学校教育法第1条に規定する大学等の学生を対象としてきてございます。こうした大学、ここの教育的機能を有する省庁大学校に所属する学生についても免除の対象としたいという申請でございまして、3番の審査結果の3パラ目と4パラ目に記載のとおり、学位授与の対象となる課程を有し、かつ、課程を履修する者に対して給与の支払いをしていない省庁大学校を対象とするという今回の申請は適当なものと考えられるとしてございます。

以上について、御審議をお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、質問等よろしくをお願いいたします。大久保会長代理いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な変更だと思います。同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員いかがでしょうか。

○長田委員 私も同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員いかがでしょうか。

○西村委員 私も同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も同意いたします。念のための確認なんですが、今回の基準を定めるところの言葉として、給与の支払いという言葉が出てくるんですが、この給与というものについては、特段、定義自体は見当たらないのかなという理解しております。この「給与の支払い」は、雇用契約に基づいて、つまり、専従して雇用主のために労働を提供する契約の下に対価として支払われるものと理解をしておりますので、いわゆるアルバイトのようなものというのは含まない

と理解をしております。その理解でよろしいでしょうか。

生活が苦しい学生の場合に、所属している学校の中でアルバイトをして、少しでも生活の糧にした上で、学業に安心して取り組むようにするということが自体はよくあることですので、そこに給与という言葉が適用されることがないように、念のための確認ということになります。

○西村放送政策課企画官　ありがとうございます。ここでまず、省庁大学校からの支払いをもって給与収入があるのかということについては、例えば、防衛大学校みたいなどころでもらうような給与の支払いというのも入ります。他方で、今回の審査ではないのですが、2023年の10月に追加した免除対象という項目がございまして、これは年間収入が、例えば130万円以下の学生というのも対象となりますので、先生が今おっしゃられたようなアルバイト収入というのは、こちら側の項目で審査がされると理解してございます。

○矢嶋委員　分かりました。では、いずれにしてもその場合、ちゃんと免除の対象にはなるような仕組みになっているという理解でおります、ということではよろしいですね。

○西村放送政策課企画官　御理解のとおりです。

○矢嶋委員　ありがとうございました。安心いたしました。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。私も適正だと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに追加の御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第21号は諮問のとおり認可することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

(5) 放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可（諮問第22号）

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問第２２号「放送法の改正に伴う日本放送協会の定款の変更の認可」について、これも西村放送政策課企画官から御説明よろしく願いいたします。

○西村放送政策課企画官 引き続きまして、諮問第２２号、放送法の改正に伴うNHK定款の変更の認可についてでございます。

１番、申請の概要です。放送法の一部を改正する法律に係る法改正内容をNHKの定款に反映するため、NHKから放送法に基づき、定款の変更の認可申請がございました。内容は、法改正に伴いまして、NHK定款の文言等を修正するという内容でございます。

次に、２番、施行期日ですが、本年１０月からとなります。

最後に、３番目、審査の結果でございますが、NHKからの申請内容につきまして、改正法による改正後の放送法の規定に適合しており、申請のとおり、認可することが適当であると認められると考えてございます。

内容、以上でございます。何とぞ御審議よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見よろしく願いいたします。大久保会長代理いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な変更だと思います。同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員いかがでしょうか。

○長田委員 私も同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員いかがでしょうか。

○西村委員 私も定款の変更の認可、同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も同じく賛同いたします。意見はございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私も同意いたします。御意見特
にございません。よろしくお願いいたします。

その他追加の御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第22号は、諮問のとおり認可することが適当であるという
旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○西村放送政策課企画官 ありがとうございます。

○笹瀬会長 以上で、情報流通行政局の議事は終了いたしますので、情報流通
行政局の職員の方は御退出よろしくお願いいたします。

続きまして、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員
の方に入室するよう、御連絡よろしくお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

○笹瀬会長 よろしいいたします。

それでは、先日の御異動で着任された方がいらっしゃるとお聞きしておりま
すので、一言ずつ御挨拶よろしくお願いいたします。

まずは、翁長電波部長、よろしくお願いいたします。

○翁長電波部長 おはようございます。翁長でございます。改めまして、7月
1日付で電波部長を拝命いたしました翁長と申します。四、五年前の移動通信
課長時代には、電監審の先生方には大変お世話になりました。ありがとうございます。
引き続き電波部長として、これから参加させていただきたいと思いま
すので、これからも御指導どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、飯倉総務課長、よろしくお願いいたします。

○飯倉総務課長 おはようございます。総務課長の飯倉です。これまでは放送関係でお世話になってきました。これからは基盤局総務課長としてお世話になることになります。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうぞよろしくお願いいたします。

小川電波政策課長、よろしくお願いいたします。

○小川電波政策課長 電波政策課長の小川でございます。私も7月1日付で着任いたしました。前職の移動通信課長時代は、様々な案件で電監審の先生方に変にお世話になりました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。ほかにいらっしゃいますでしょうか。

○五十嵐移動通信課長 私も同じく7月1日付で移動通信課長となりました、五十嵐です。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

報告事項（総合通信基盤局）

（１）改正電波法に基づく価額競争（オークション）による周波数割当てに向けた検討状況

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

報告事項として「改正電波法に基づく価額競争（オークション）による周波数割当てに向けた検討状況」につきまして、佐藤移動通信企画官から御説明よろしくお願いいたします。

○佐藤移動通信企画官 おはようございます。移動通信課の佐藤でございます。

私からは、報告資料に基づきまして、先ほど笹瀬会長からございました、改正電波法に基づく価額競争、いわゆるオークションによる周波数割当てに向けた検討状況について御説明をさせていただきます。

1 ページおめくりをいただきまして、今回の通常国会におきまして、電波法の改正案が成立をし、新たな周波数方式である価額競争、いわゆるオークションが導入されたところでございます。この価額競争は、6GHz帯を超える高い周波数帯を対象に多種多様なサービスを提供する者の中から、最も高い価額を申し上げた者に周波数を割り当てる制度でございまして、従来の周波数割当て方式である、特定基地局開設制度と比較すると、割当て区域、主体、条件において様々な違いがあるということでございます。また、価額競争により得られた収入につきましては、既存免許人の意向や共同利用のための改修等に充てることができることとなっております。

2 ページ目になります。今年3月に26GHz帯と40GHz帯の技術的条件が取りまとめられたこと、また、先ほど御説明したように改正電波法が成立したことも踏まえまして、総務省におきまして、これらの周波数帯における5Gの利用意向について、本年5月19日から6月18日まで調査を実施したところでございます。その結果、計9者から回答があったところでございます。

下の表が調査結果の概要を取りまとめたものになります。調査結果の詳細につきましては、一昨日、7月15日に総務省から報道発表したところでございます。まず、26GHz帯に関する回答結果でございますが、利用を希望する理由や具体的な利用シーンについて、超高トラヒックエリアへの利用、AIやIoTなど、将来的なトラヒック需要に必要な周波数帯であり、割当てを希望、都市部に限らず、産業領域も含めた様々なエリアでの活用、周波数シェアリング事業としての利用、建物内を中心とした弱電界エリアでの利用、地域BWAのトラヒック対策や自己土地に縛られない広域的な利用など、回答が様々なあつ

たところでございます。

次のページになります。割当ての希望時期につきましては、オークションの制度設計やシステムの開発、検討準備を行った上での割り当て、端末の普及状況も勘案して慎重に検討という回答のほか、2025年度から2026年度を希望など、具体的な時期を回答した者もあったところでございます。

次に、割り当てる周波数幅につきましては、400MHz、200MHz、100MHz、それぞれ回答があったところでございます。割り当てる地域につきましては、全国高トラヒックエリア、市区町村単位など様々な回答があったところでございます。その他の回答としまして、周波数枠の置き置きなど、地域事業者や新規事業者である、いわゆる後発事業者の育成、参入促進措置が必要との回答もあったところでございます。

次に、40GHz帯に関する回答結果になります。こちらについては、継続検討、26GHz帯を優先すべきという回答のほか、回答なしとした者も多かったところでございます。

次のページになります。利用意向調査の結果、先ほど御説明したように、26GHz帯については一定の利用意向が示された一方で、40GHz帯については早期の利用意向に関する回答が十分に得られなかったことから、まずは26GHz帯を早期に割り当てることを目指すこととしまして、40GHz帯の割当て時期については、継続的に検討を行うこととしたいと考えております。

利用意向調査の結果等を踏まえまして、まずは総務省において、26GHz帯について、割り当てる具体的な周波数帯や地域、専用枠等の諸条件を設定し、それらを前提に、電波有効利用委員会の下に、価額競争の実施方法に関する検討作業班を設置いたしまして、価額競争、オークションの実施方法について、集中的に検討を行いたいということでございます。この作業班の目的については下にありますが、御覧のとおりということでございますが、3ポツ目に記載

にありますように、令和5年8月に取りまとめられた、5Gビジネスデザインワーキンググループ報告書におきましても、ケース・バイ・ケースでオークションの実施方針を策定することなどが求められる旨が言及されておりまして、今回の作業班における検討もそれを踏まえたものになっているところでございます。

次のページになります。本作業班では、これ検討事項になりますが、価額競争、オークションの実施方式、最低落札価格、保証金、新規事業者、地域事業者の参入促進措置、その他必要な事項を検討することとしております。

構成員につきましては、こちらも御覧のとおりでございますが、電気通信大学の藤井先生に座長をお願いしておりまして、その他経済、法律、技術に詳しい有識者の先生方に御参画をいただいているところでございます。

次のページになります。検討スケジュールでございますが、こちらも御覧のとおりでございますが、ちょうど昨日、第1回目の作業班を開催したところでございます。秋頃を目途に取りまとめを目指したいと考えております。

それ以降は参考資料になりますので、説明を割愛させていただきます。

本件に関する御説明は以上になります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等よろしくお願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。これは、今、御説明ありましたとおり、多様な事業者の参入ということ、それによって多種多様なサービスの提供を促進するという面と、もう一つ、通信の安定性というか安全性、このバランスをどう取っていくかというところで、まず、そこは条件付オークションということになると思うんですけども、検討作業班の設置についての資料のところにも記載がありました通り、分かりやすく納得感のある条件付オーク

ションが非常に大きなポイントだと思いますので、引き続きの御検討をよろしくをお願いします。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、長田委員いかがでしょうか。

○長田委員 今後、御専門の先生方の御検討が進み、いい制度ができればいいかなと思っています。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員いかがでしょうか。

○西村委員 御報告ありがとうございます。まさしく非常に挑戦的な取組でもありますので、26GHz帯での取組にまずは期待したいと思いますし、同時にユースケースの現実化、端末普及状況、これらの相互関係も非常に重要になってくるかと思っていますので、制度的な取組のみならず、ほかの要素、要因についても併せて同時進行で検討、別組織でも結構でございますので、総務省で取り組んでいただければと考えております。以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございます。初めての試みということになりますので、検討作業班の構成員の方々には大変な御苦勞もあるかと思えますけれども、画期的な取組になるものかと思えますので、今後の報告を期待して待ちたいと存じます。私からは以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からもこれは、とにかくオークションをやるということは多分初めてで、多分いろいろニーズも、これまではどちらかというと周波数は認可をして、周波数を有効に使っているかという評価をしてきたわけですが、オークションになりますと有効に利用しているかということの評価が非常に難しい。それからサービスのエリアに関しても、サービスの目的に関しても変わりますので、そういう意味で、ぜひここで議論していただいて、割り当てた後にどう評価す

るか、もしくは、割り当てる際に、同じような周波数が競合した場合、価額というか、値段だけで決めた、そういうことを言っているかもしれませんが、どう評価するかということに関して、ぜひ追跡というか、フィードバックを期待して、どのように利用されているかということに関しての、評価がよりできるような、そういうデータを集めていただくことを期待したいと思いますので、そこをぜひよろしくお願いいたします。

○佐藤移動通信企画官 コメントをいただきまして、ありがとうございます。

まず、大久保委員からいただいた多種多様なサービスをするためにいろいろな事業者に参加をするというところが目的となっている一方で、安全性、安定性の確保というところ、こちらについても我々も問題意識としてありまして、そこについては、条件付オークション、いわゆる条件のところをどうやって設定していくかというところは、我々としてもしっかり検討していきたいと思っておりますし、また、分かりやすい方法にしていくということも、まさに昨日の作業班におきまして、我が国で初めてのオークション、価額競争であるということも踏まえまして、できるだけ分かりやすくシンプルな方式とするという方向で検討するのはどうかということでお諮りをしまして、有識者の構成員の方々からも、そこら辺は御賛同いただいておりますのでございます。制度設計につきましても、そういったところも意識しながら検討を進めていきたいと思っております。

また、西村委員からミリ波のユースケースとか、そういったお話もございました。今回の価額競争につきましても、様々な利用というか、従来のいわゆる携帯電話として利用にとらわれない様々な利用シーンというものもあると思います。だからこそ、このように自由にネットワークを柔軟に展開できるというようなことを念頭に、今回、価額競争により、その割当てをするということでございますので、そういったところもしっかり意識をして、制度設計を進めてい

きたいと思っております。

最後に、笹瀬会長からございましたフィードバック、フォローアップといいますが、どうやって割り当てた後に周波数帯、有効利用されているかにつきましては、まさにここは、いわゆる有効利用評価部会でも御議論いただく事項かと存じますが、我々としても、これ、しっかり周波数、電波の有効利用されているかというのは、確認していくことは、これ極めて重要だと思っておりますので、ここはまた委員の先生方と御相談しながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。主任の藤井先生にぜひ、周波数有効利用の評価の観点からも、どのようにフォローアップができるかについて、御意見を賜ると非常にありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項を終わります。どうもありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官 ありがとうございました。

(2) 審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る審査請求の付議の取消しについて

○笹瀬会長 それでは、続きまして、報告事項、「審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る審査請求の付議の取消し」につきまして、五十嵐移動通信課長から御説明よろしく願いいたします。

○五十嵐移動通信課長 移動通信課長の五十嵐と申します。本件は、去年の電波監理審議会に付議させていただきました審査請求につきまして、このたび、取下げがございましたため、それに伴って付議のほうも取消しをさせていただ

きましたことを御報告申し上げるものでございます。お手元の資料に沿って御説明申し上げます。

まず、1、取消しに係る付議でございますが、付議第1号事件、審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る審査請求の付議でございます。こちらは令和6年8月27日に開催された第1132回電波監理審議会において、審議会の議に付したものでございます。

2の取消しの事由でございますが、こちら本年7月10日に審査請求人から総務省に宛てて審査請求取下書が郵送にて提出されたことによります。

既に取り下げられたものとはなりますけれども、3に審査請求の概要を記しております。(1) 審査請求人Xより、(2) 令和6年8月13日に審査請求が行われたものであり、(3) 審査請求に係る処分は、総務省関東総合通信局長が審査請求人Xに対して行った電波法第17条の規定による無線設備の変更についての不許可の処分、それから、同法第19条の規定による指定の変更についての拒否の処分となります。(4) 審査請求の趣旨のところでございますが、これら処分のうち、後者の電波法第19条の規定による指定の変更を拒否する部分を取り消すとの裁決を求めたというものであります。

本年7月10日、審査請求人から提出された審査請求取下書によりまして審査請求が取り下げられまして、こちらの付議につきましても、7月14日付で取り消す旨、総務大臣より、電波監理審議会に対し、通知申し上げたところでございます。これによりまして、電波法第19条の規定による指定の変更についての拒否の処分が確定いたします。

なお、これまでに審理を3回行っております。また、7月16日、昨日となりますけれども、もともと第4回審理が予定されておりましたが、こちら開催を取りやめているところでございます。

本件御報告は、以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございませんでしょうか。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御報告ありがとうございました。この取下げの理由については、ややわかり難い部分もありましたけれども、一応こういう形で落着いたということで、関係者の皆様方に大変お疲れさまでした。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。今の久保会長代理のおっしゃったのとはほとんど同じ感想ということになります。皆さん、お疲れさまでした。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御報告ありがとうございました。私からは特段申し上げることはないかと思います。以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、矢嶋委員いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございました。取消しで終わったということについて、了解いたしました。関係の皆様につきましては、本当にお疲れさまでございました。

○笹瀬会長 ありがとうございます。私からからも取下げ、了解いたしました。関係の方はどうも御苦労さまでした。

五十嵐課長から何か追加でございますか。

○五十嵐移動通信課長 この度はいろいろありがとうございました。今後も御指導の程どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、本審査請求につきましては取り下げられたということで、事務局において必要な手続を進めてください。よろしくお願いいたします。

以上で、本報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて審議、報告を終わりますけれども、答申書につきましては、所定の手続を経て事務局から総務大臣宛てに御提出ください。

次回の定例会の開催は、令和7年の8月20日、15時から実開催で、総務省で行います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局から何か追加ございますでしょうか。

○松下幹事 事務局からは特にございません。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

○松下幹事 よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。